

2023 全県国保改善交流集会

●11月18日(土)13:00~16:30

●神商連会館4F会議室

[プログラム予定]

- 12:30 開場 (受付開始 藤井) 司会 (田中)
- 13:00 開会 (司会・田中麻衣子・保険医協会・県社保協医療保険改善委員)
- 開会あいさつ (二村哲・保険医協会副理事長)
- 13:05 <講演>神田敏史さん (神奈川県自治労連執行委員)
- 次期期国保運営方針とマイナ保険証一元化問題について (仮題)
- 15:00 「市町村国保調査と市町村国保課との懇談の特徴」 (根本隆・県社保協事務局長)
- 15:30 休憩
- 15:40 討論 (各市町村の取り組み報告など)
- 16:15 「国保改善に向けた取り組み提起」 (中屋重勝・県社保協医療保険改善委員長)
- 16:30 閉会・閉会あいさつ (伍淑子・年金者組合副委員長・県社保協医療保険改善委員)

P 1~13 2023年市町村国保調査結果の概要

P14~15 2023秋 市町村国保担当課と社保協の懇談日程・特徴

P16~17 国保改善に向けた行動提起

<別冊①>神田敏史さん講演・レジュメ

<別冊②>2023年度神奈川県市町村国保調査・集計結果報告

[主催] 神奈川県社会保障推進協議会

〒231-0062 横浜市中区桜木町3-9 平和と労働会館6F ☎045-201-3900

2023年・市町村国保調査結果の概要

2023年11月18日
神奈川県社会保障推進協議会
医療保険改善委員会

調査対象>神奈川県内全33市町村

調査期間>2023年9月から10月

2023年の市町村国保調査は、神奈川県内33市町村全てから回答をいただきました。市町村の国保担当のみなさまには、日常業務にお忙しい中ご協力いただき、心よりの感謝を申し上げます。

2018年度から、都道府県が市町村とともに国保の保険者となって5年半経過し、来年度から県内の保険料水準の統一化に向けた第三期国保運営方針（6年間）の期間となります。また、マイナ保険証の一元化が来秋に始まるという状況の中で、市町村国保も翻弄されています。今回の調査は、市町村国保の状況を全面的に捉えるとともに、新たな第三期国保運営方針による影響も見据えた調査としました。市町村国保がどう変化しているのかを共有化し、市町村と連携した運動を旺盛にすすめたいと考えています。地域からの運動に、市町村国保調査を活用していただくことを願っています。

<全体的な特徴>

(1) 国保の被保険者は、高齢者、単身世帯、低所得の方が半数以上を占める

国保の加入者のうち、①加入世帯所得では、100万円以下が50.3%（昨年49.9%）で、200万円以下では69.80%（昨年70.0%）に達します。②加入世帯では、県内平均で単身者が61.9%（昨年59.7%）を占め、2人世帯が25.9%（昨年27.4%）と単身者と2人世帯で87.8%（昨年87.1%）を占めます。③60歳以上が50.01%（昨年50.1%）を占め、70歳以上が25.91%（昨年27.1%）です。このように、国保の加入者の特徴は、所得が極めて低く、圧倒的に年齢構成が高く、単身世帯が多くを占めます。こうした国保加入者の構造問題から、社会保障制度としての国保のあり方を考えていく必要があります。

(2) 短期証・資格証の交付停止がすすめられている

資格証を交付していない市町村は18市町村で、昨年の16市町村から増加しました。短期証を交付しない自治体は、横浜市、茅ヶ崎市、平塚市、小田原市、清川村と昨年と同様5自治体です。短期証・資格証を交付しない自治体の増加傾向は大きな前進と評価できます。短期証の世帯交付率の平均は0.97%と昨年の1.06%から減少し、資格証の世帯交付率も、平均0.33%と昨年の0.35%より減少しました。川崎市が1.88%、寒川町が1.03%でした。医療の受療権の確保という視点からの自治体への働きかけが必要です。地位納車に対する収納対策の強化はすすめられており、市民税などの収納対策部局との連携、移行がすすめられています。

今後、マイナ保険証化に伴い短期証と資格証がなくなります。市町村では、滞納した場合は「特別療養費（窓口10割負担）」のお知らせを送付すること（資格証明書に「窓口10割負担」を記入することも含めて）が考えられています。

(3) 市町村の保険料（税）の引き下げ、据え置き努力が見える

2023年度の市町村国保の保険料（税）は、寒川町1町で減額（昨年13市町村）、17市町村で据え置き（昨年11市町村）と全33市町村中18市町で減額、据え置きとなりました。所得に対する保険料（税）の比率は、13~15%となっており、国の負担比率の引き上げて払える保険料（税）をという運動の強化が求められています。

2022年度から法律改正により、子どもの均等割について、未就学児まで半額となりました。2019年度から中井町が均等割を第3子から全額減免、2020年度から大井町と清川村が子どもの均等割の全額減免（双方とも18歳以下まで）、2021年度から箱根町が均等割の第3子から全額減免、2022年度から相模原市が18歳まで、真鶴町が中学校卒までの子供の均等割半額減免をスタートしました（横浜市と川崎市が、子どもの人数

に応じて所得割の減免を実施)。愛川町は、今年度から小学校一年生まで均等割半額減免し、3年間で三年生まで拡充することとしています。藤沢市は、住民税非課税の方に所得額を30%減額して保険料算出しています。横須賀市も住民税非課税の方に所得割減免をしています。このように市町村ごとの減免措置の拡大がすすめられ、市町村の保険料の引き下げ、据え置き努力がはかられていますが、保険料水準の統一化に向けた影響から、新たに独自の市町村減免制度をつくる動きは少なくなっています。

(5) コロナ禍から受診は拡大

新型コロナウイルスの感染の影響による受診動向を把握するために、医療費、レセプト件数、受診日数、特定検診受診率の4点を調査項目としました。その結果、ばらつきがあるものの医療費、レセプト件数、受診日数、特定検診受診率いずれも、2020年度に対し2021年度、2022年度とも上昇傾向が見られました。とくに特定健診受診率は、県内平均で2021年度29.3%、2022年度31.5%、2023年度33.4%と年々増加し、市町村の努力が見えるものとなっています。

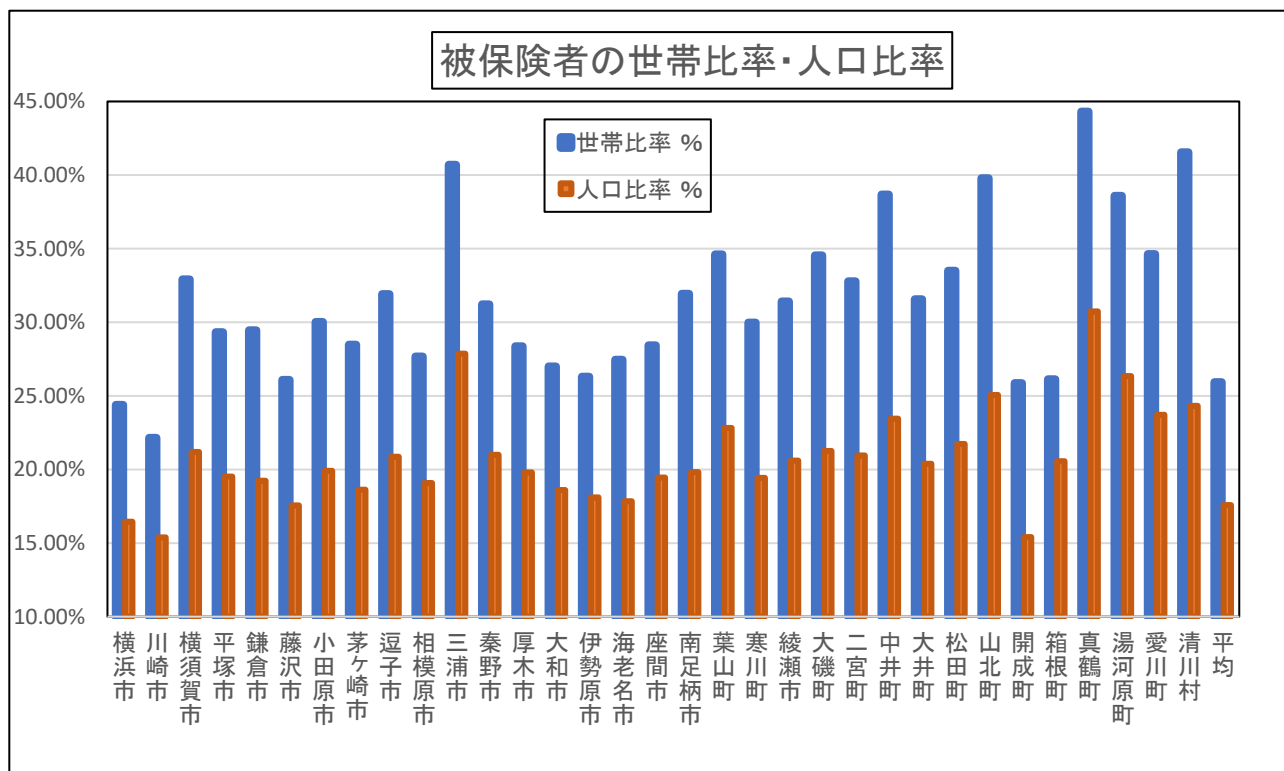
(6) 法定外繰入の維持・継続、基金の積み立てがはかられている

一般会計からの法定外繰入額については、33市町村中23自治体で実施しています。国による法定外繰入の削減・解消圧力が強まっていますが、2022年度から2023年度増額した市町村は9自治体このぼり、神奈川県では全国と比べて数多くの自治体が法定外繰り入れの維持・増額がはかられています。保険料の軽減をはかるために、繰越金、基金を活用した方策も求められています。基金の積み立ては、33市町村中31自治体で実施しています。2022年度末の被保険者一人当たりの基金の保有高は8,505円で、2021年度末と比べ17市町村で増加しました。

1. 国保加入状況および短期証・資格証の交付状況について (1~7P)

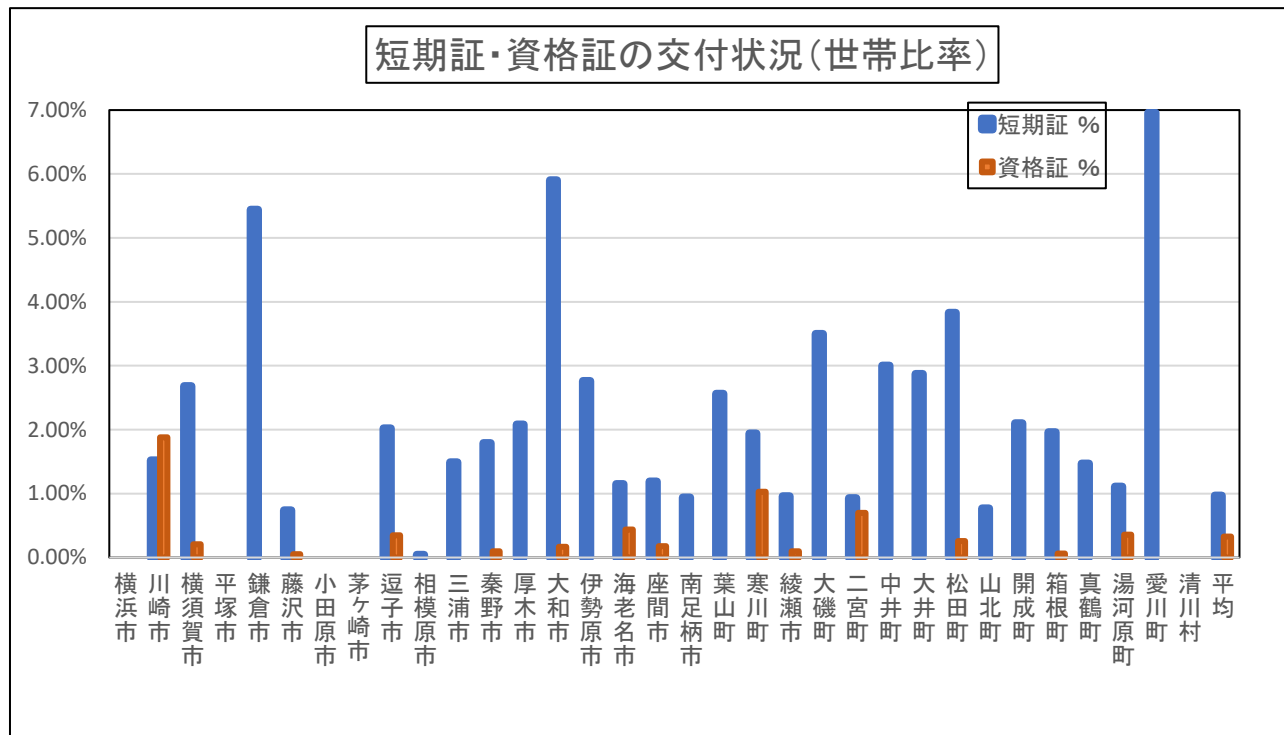
(1) 国保の加入世帯・加入者数

神奈川県内の全33市町村の国保の加入者は、全県で1,128,507世帯(昨年比▲43,943世帯)、被保険者数は1,623,577人(昨年比▲90,892人)。世帯で▲3.75%、被保険者数で▲5.30%と、大きく減少しています。その要因として、団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢者医療制度に移行していること、若年の非正規雇用の方が被用者保険に移行していることがあげられています。



市町村の世帯数に対する被保険者の世帯数比率は平均 25.94%で、最低が川崎市の 22.15%、最高が真鶴町 44.30%です。市町村の人口に対する被保険者数比率は平均 17.59%で、最低が川崎市の 15.39%、最高が真鶴町 30.74%です。

(2) 短期証と資格証の交付状況について



① 短期証の交付

短期証の世帯交付率の平均は0.83%で昨年の1.06%より大きく減少しました。横浜市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市と清川村が交付ゼロ自治体です。短期証の世帯交付率が低いのは相模原市で0.03%、藤沢市1.02%、二宮町1.04%、南足柄市1.09%の順。高いのは、愛川町7.36%、大和市6.35%、鎌倉市5.36%、大磯町3.80%、%の順で、全体的に減少傾向です。

② 資格証の交付

資格証の世帯交付率の平均は0.33%で昨年の0.35%より微減しました（一昨年は0.44%）。資格証を交付していない市町村は、横浜市、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、葉山町、大磯町、中井町、大井町、山北町、開成町、真鶴町、愛川町、清川村の18市町村で、昨年の16市町村から増加しました（一昨年は12市町村）。交付世帯数が一桁台は、相模原市、松田町、箱根町の3市町村。世帯交付率が1%を超えているのは、川崎市1.88%、寒川町1.03%の2市町です。

③短期証・資格証の交付基準について

短期証の交付基準は、約半数の市町村が、滞納期間10期、1年以上となっています。資格証の交付基準では、交付していない、基準なしが7市町（鎌倉市、三浦市、南足柄市、中井町、山北町、開成町、真鶴町）で、他は基準を持っています。

④短期証の有効期限について

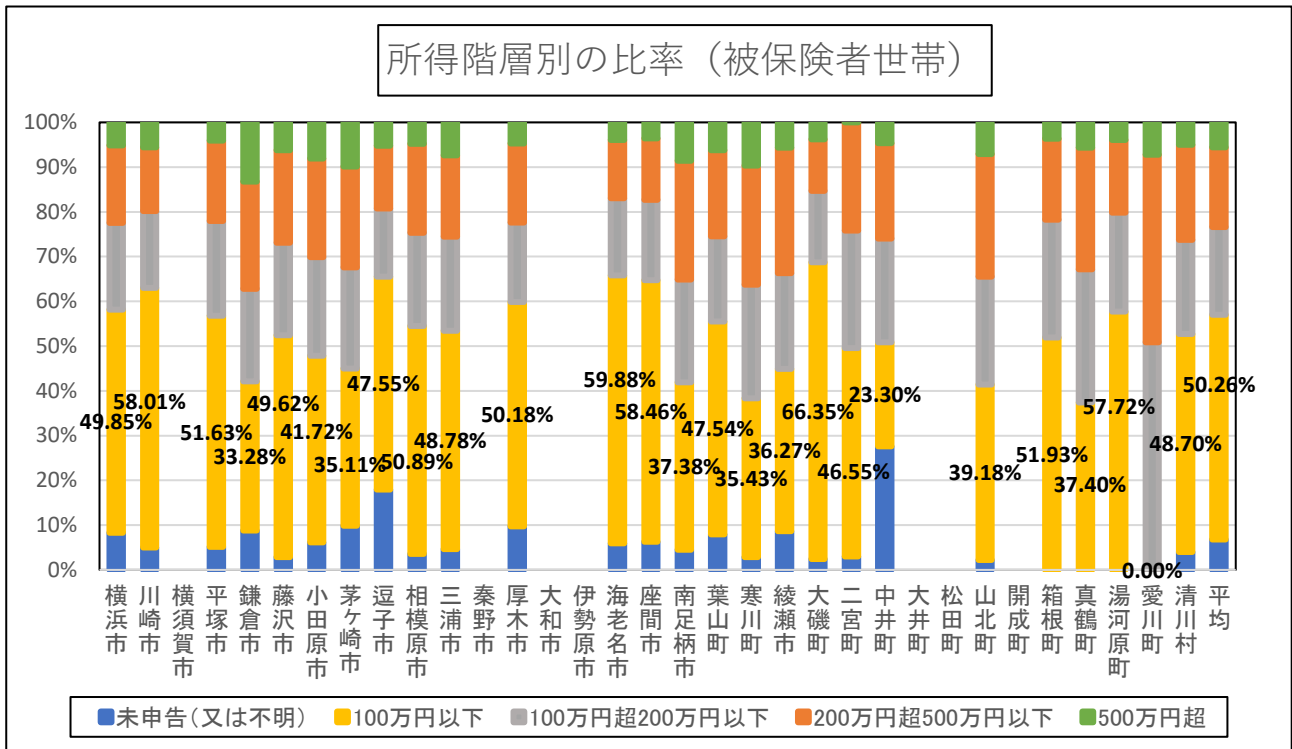
有効期限については、「交付していない」もしくは「1年以内」としているところが、横浜市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市の5市。1カ月、3カ月、6カ月で判断しているところも含めて、その他の自治体は最長6カ月としています。

⑤短期証、資格証の交付についての今後の方向性について

交付なし、廃止という自治体が多く、マイナ保険証化により、国・県の動向、方針に対応としている。

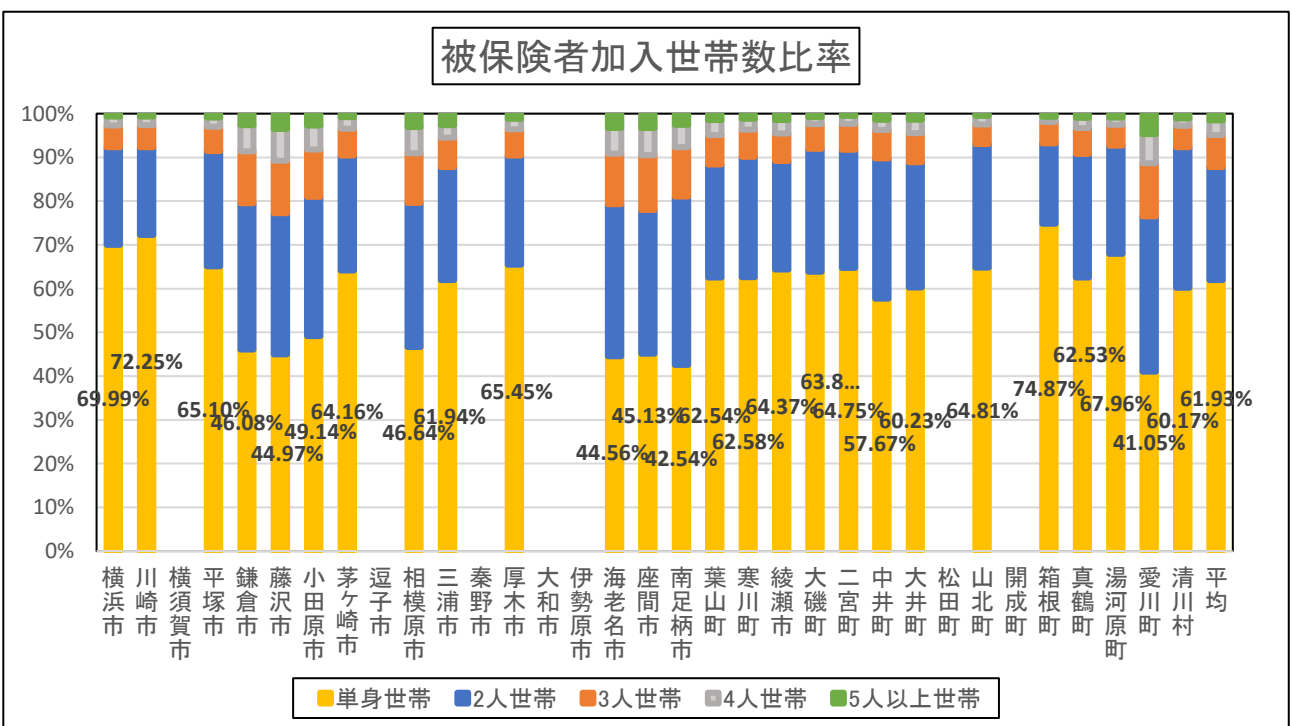
2. 所得階層別・世帯別・年齢階層別の加入状況（8～15P）

（1）国保の加入世帯所得



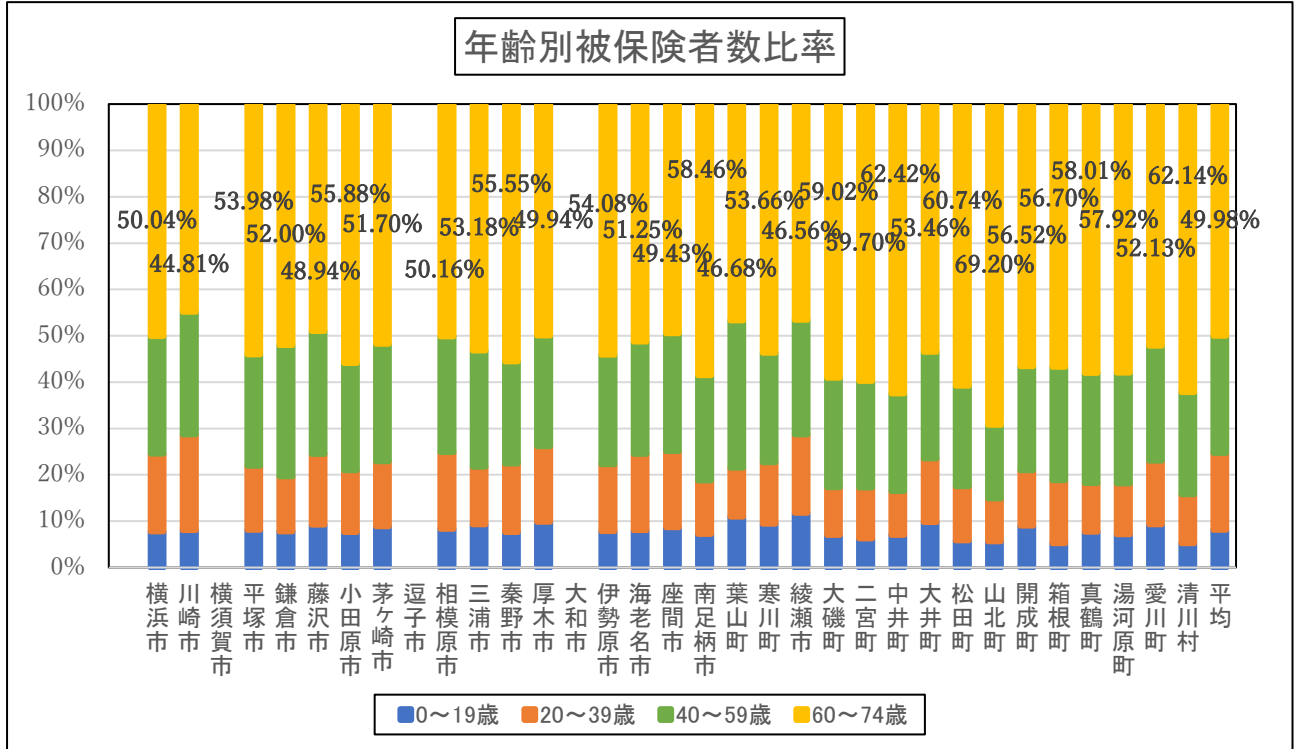
加入世帯所得の単純平均で、100万円以下 50.26%と5割を超え(昨年は49.86%)、200万円以下では69.81%を占めました。100万円以下で5割を超える自治体は、川崎市、平塚市、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、箱根町、湯河原町の8市町。200万円以下で7割を超える自治体は、川崎市、平塚市、藤沢市、相模原市、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町の8市町です。未申告又は不明の比率が高い自治体もあることから、低所得者の比率はもっと高いと思われ、市町村国保は、低所得者を対象としている制度であることが明らかです。

（2）世帯ごとの加入者数



国保の加入世帯区分では、県内平均で単身者が61.9%(昨年59.7%)を占め、2人世帯が25.9%(昨年27.4%)と単身者と2人世帯で87.8%(昨年87.1%)を占めます。単身世帯が6割を超えている自治体は、横浜市、川崎市、平塚市、茅ヶ崎市、三浦市、厚木市、葉山町、寒川町、綾瀬市、大磯町、二宮町、大井町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村の17市町。箱根町が単身世帯74.87%ともっとも高く、愛川町が41.05%ともっとも低い。

(3) 年齢別の加入者数



0歳以上が50.01%(昨年)と昨年の50.11%から微減していますが、過半数を占めています。70歳以上が25.91%(昨年27.1%)。60歳以上の比率が55%を超えている自治体は、小田原市、秦野市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村と13市町村に及び、もっとも比率が高いのは山北町で69.20%。全県平均で、70歳以上は25.87%(昨年は27.07%)に及び、多くの方が今後、後期高齢者医療制度に移行します。

3. 2023年度保険料(税)関係(16~24P)

(1) 2023年度保険料(税)率、その他について

①2023年度保険料(税)率・額


2023年度の市町村国保の保険料(税)は、寒川町1町で減額(昨年13市町村)、17市町村で据え置き(昨年11市町村)と全33市町村中18市町で減額、据え置きとなりました。所得に対する保険料(税)の比率は、13~15%となっており、国の負担比率の引き上げて払える保険料(税)をという運動の強化が求められています。


②徴収方式

保険料として徴収しているのは14自治体、保険税として徴収しているのは19自治体。

保険料方式	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、葉山町、寒川町、箱根町、湯河原町、清川村
保険税方式	平塚市、相模原市、三浦市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町、愛川町

2023年度保険料(税)率・額

 は前年より引き下げ

 は前年と同率・額

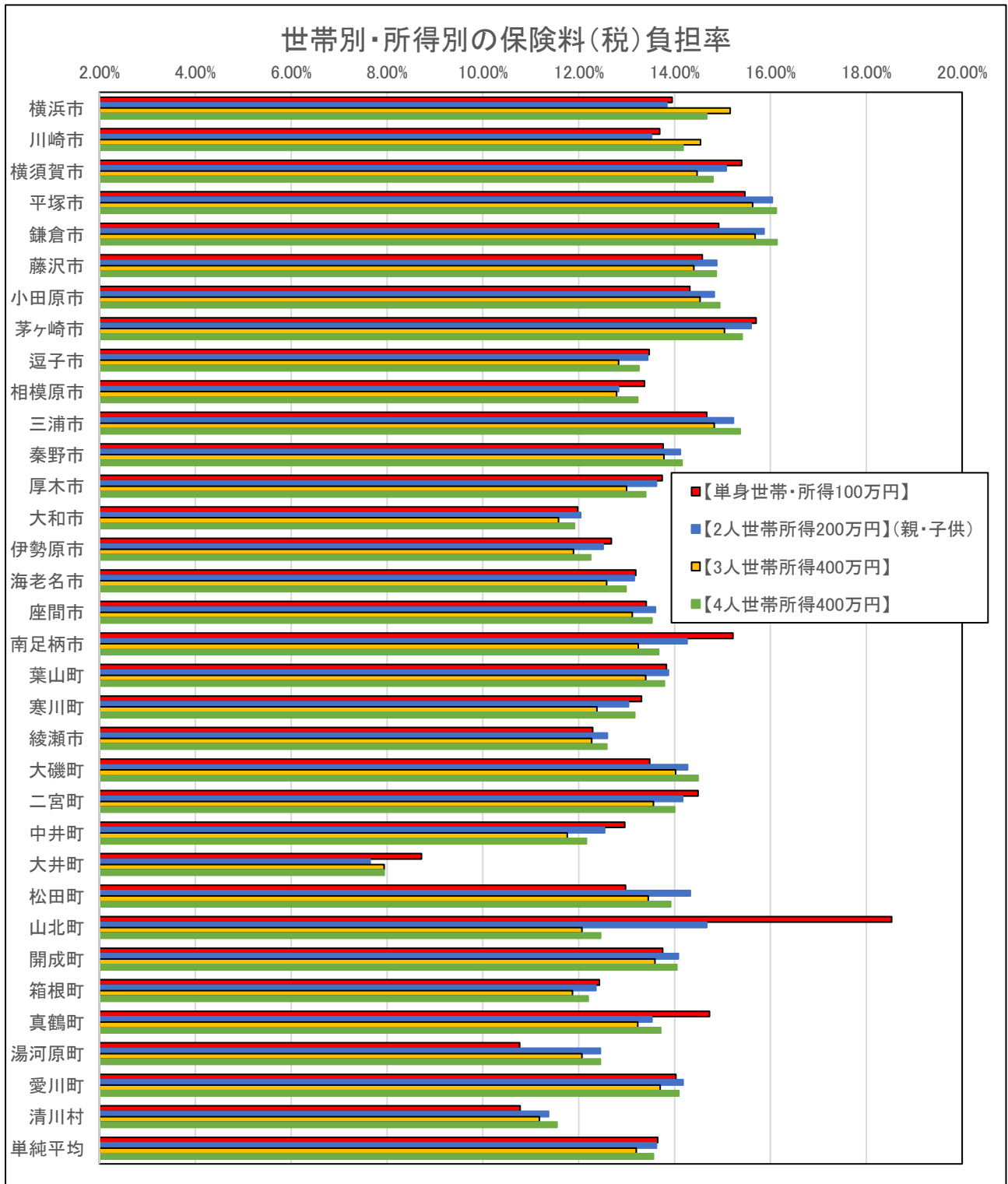
2023年度	医療給付金分				後期高齢者医療支援金分				介護納付金分				賦課限度額		
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	医療分	支援分	介護分
横浜市	7.85%		36,640		2.45%		11,580		3.00%		15,490		650,000	220,000	170,000
川崎市	7.01%		37,751		2.69%		14,267		2.47%		15,531		650,000	220,000	170,000
横須賀市	6.61%		18,870	29,040	2.68%		7,500	11,510	2.83%		8,450	9,540	650,000	220,000	170,000
平塚市	6.96%		28,270	18,530	2.82%		10,920	7,160	2.90%		11,740	5,940	650,000	220,000	170,000
鎌倉市	6.97%		25,530	16,080	3.20%		11,130	6,120	2.99%		9,990	5,310	650,000	220,000	170,000
藤沢市	6.19%		26,880	17,400	2.65%		11,040	7,080	2.55%		12,480	6,000	650,000	220,000	170,000
小田原市	6.78%		23,442	19,238	2.71%		8,756	6,910	2.64%		9,876	5,883	650,000	220,000	170,000
茅ヶ崎市	6.77%		21,000	26,400	2.95%		8,800	11,000	2.79%		9,600	9,000	650,000	220,000	170,000
逗子市	5.56%		25,200	19,400	2.15%		9,400	7,300	2.24%		10,700	6,200	650,000	220,000	170,000
相模原市	6.05%		25,500	17,000	2.30%		10,000	6,000	2.15%		9,500	6,000	650,000	220,000	170,000
三浦市	6.47%		27,600	19,900	2.70%		15,600		2.29%		16,300	2,200	650,000	220,000	170,000
秦野市	6.40%		22,200	19,900	2.51%		8,200	7,200	2.53%		9,400	5,600	650,000	220,000	170,000
厚木市	6.05%		23,696	22,467	2.11%		8,282	7,852	2.14%		9,777	6,739	650,000	220,000	170,000
大和市	5.95%		19,200	19,800	2.20%		7,200	7,800	1.30%		7,200	4,800	650,000	220,000	170,000
伊勢原市	5.32%		21,000	20,800	2.20%		7,800	8,700	1.94%		7,500	7,200	650,000	220,000	170,000
海老名市	5.50%		23,700	18,600	2.20%		9,500	7,600	2.10%		10,800	6,000	650,000	220,000	170,000
座間市	6.10%		24,400	18,400	2.30%		8,400	6,800	2.10%		10,100	6,300	650,000	220,000	170,000
南足柄市	5.82%		25,310	28,540	2.15%		9,740	10,950	1.83%		13,230	8,680	650,000	220,000	170,000
葉山町	5.37%		21,600	18,300	2.64%		9,900	8,100	2.75%		11,900	7,200	650,000	220,000	170,000
寒川町	4.80%		20,900	19,000	2.60%		10,700	9,800	2.20%		10,700	7,300	650,000	220,000	170,000
綾瀬市	5.95%		18,800	19,200	2.30%		6,800	7,200	2.10%		6,000	6,000	650,000	220,000	170,000
大磯町	6.20%		24,500	21,000	2.80%		13,000		2.30%		12,000		650,000	220,000	170,000
二宮町	6.25%		25,600	26,200	2.10%		9,400	7,800	2.00%		17,000		650,000	220,000	170,000
中井町	5.82%		25,000	25,000	1.39%		6,600	6,000	1.74%		9,100	7,000	650,000	220,000	170,000
大井町	3.03%		18,000	9,750	2.04%		7,500	4,000	1.51%		7,500	3,000	650,000	220,000	170,000
松田町	5.65%		27,500	26,800	2.50%		10,000	6,870	1.99%		11,000	7,800	650,000	220,000	170,000
山北町	5.20%	30.90%	23,000	41,000	1.20%	4.60%	8,200	6,000	1.30%	5.00%	4,200	5,600	650,000	220,000	170,000
開成町	6.28%		27,200	16,800	2.40%		10,200	6,800	1.99%		11,000	4,900	650,000	220,000	170,000
箱根町	5.90%		19,570	21,280	1.85%		6,140	6,680	1.96%		7,960	7,320	650,000	220,000	170,000
真鶴町	6.12%		29,180	24,110	1.77%		8,710	7,180	2.52%		12,640	6,360	650,000	220,000	170,000
湯河原町	5.93%		21,800	16,300	2.31%		8,600	6,400	1.56%		7,400	4,300	650,000	220,000	170,000
愛川町	6.54%		22,000	21,600	2.62%		8,600	8,400	2.10%		8,800	6,900	650,000	220,000	170,000
清川村	4.94%		22,730	10,650	1.42%		6,630	3,110	2.67%		9,930	3,280	650,000	220,000	170,000
単純平均	6.01%	30.90%	24,351	20,919	2.33%	4.60%	9,367	7,390	2.23%	5.00%	10,448	6,150	650,000	220,000	170,000

③ 保険料（税）賦課方式

賦課方式は、2方式（所得割・均等割）が2自治体、3方式（所得割・均等割・平等割）が30自治体、4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）が1自治体（山北町）。山北町は、3方式への変更を検討している。

2方式	横浜市、川崎市
3方式	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、綾瀬市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、湯河原町、真鶴町、愛川町、清川村
4方式	山北町

(2) 世帯所得区分の2023年度保険料（税）額



2023 年度保険料（税）額は、市町村から提出された世帯所得区分別保険料（税）額での 2022 年度との比較をしました。モデルケースでは、資産割（固定資産税にかかる保険料・税）の固定資産税額を 5 万円で設定しました。そのため、唯一資産割をしている山北町が高く保険料（税）額がでています。

① 単身世帯（45 歳）

所得 100 万円の層の年間保険料は、単純平均 136,544 円で、所得の 13.65%。最高額は、山北町の 185,250 円（資産割がある自治体）、最低額は大井町の 87,200 円。

② 2 人世帯（45 歳親と子供 10 歳）

所得 200 万円の層の年間保険料は、単純平均 272,446 円で、所得の 13.62%。最高額は、平塚市の 320,700 円、最低額は大井町の 153,000 円。

③ 2 人世帯（45 歳夫婦）

所得 400 万円の層の年間保険料は、単純平均 498,666 円で、所得の 12.47%。最高額は、鎌倉市の 590,622 円、最低額は大井町の 317,600 円。

④ 3 人世帯（45 歳夫婦、子供 10 歳）

所得 400 万円の層の年間保険料は、単純平均 527,964 円で、所得の 13.20%。最高額は、鎌倉市の 627,282 円、最低額は大井町の 317,600 円。

⑤ 4 人世帯（45 歳夫婦、子供 5 歳・10 歳）

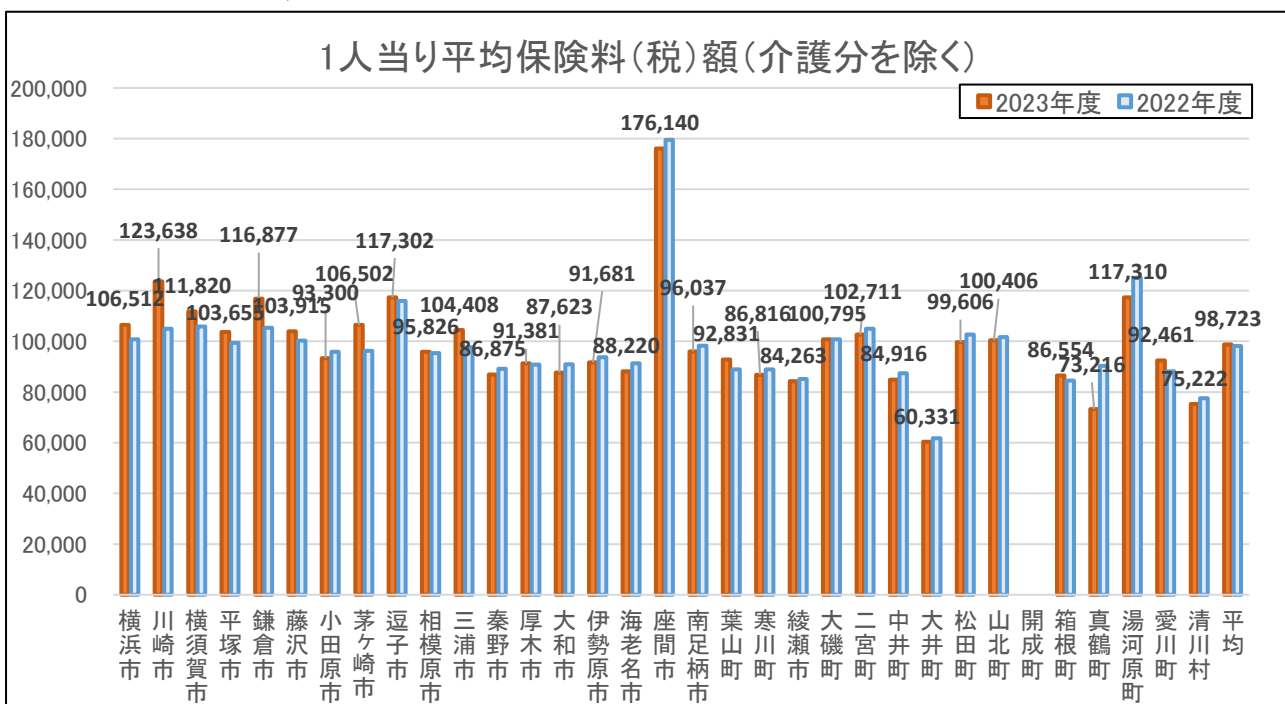
所得 400 万円の層の年間保険料は、単純平均 542,359 円で、所得の 13.56%。最高額は、鎌倉市の 645,612 円、最低額は大井町の 317,600 円。

⑥ 夫(68 歳・世帯主・年金収入 200 万円)と妻(66 歳・年金収入 80 万円)の 2 人世帯

このモデル設定での 2023 年度保険料（税）額平均は 88,360 円で、前年度と比べて 6,528 円減少しました。13 市町が前年度と同額となりました。9 万円未満が 16 市町村（最低は大井町の 56,100 円）です。（前年度額との増減が大きすぎる自治体があり、精査が必要です）

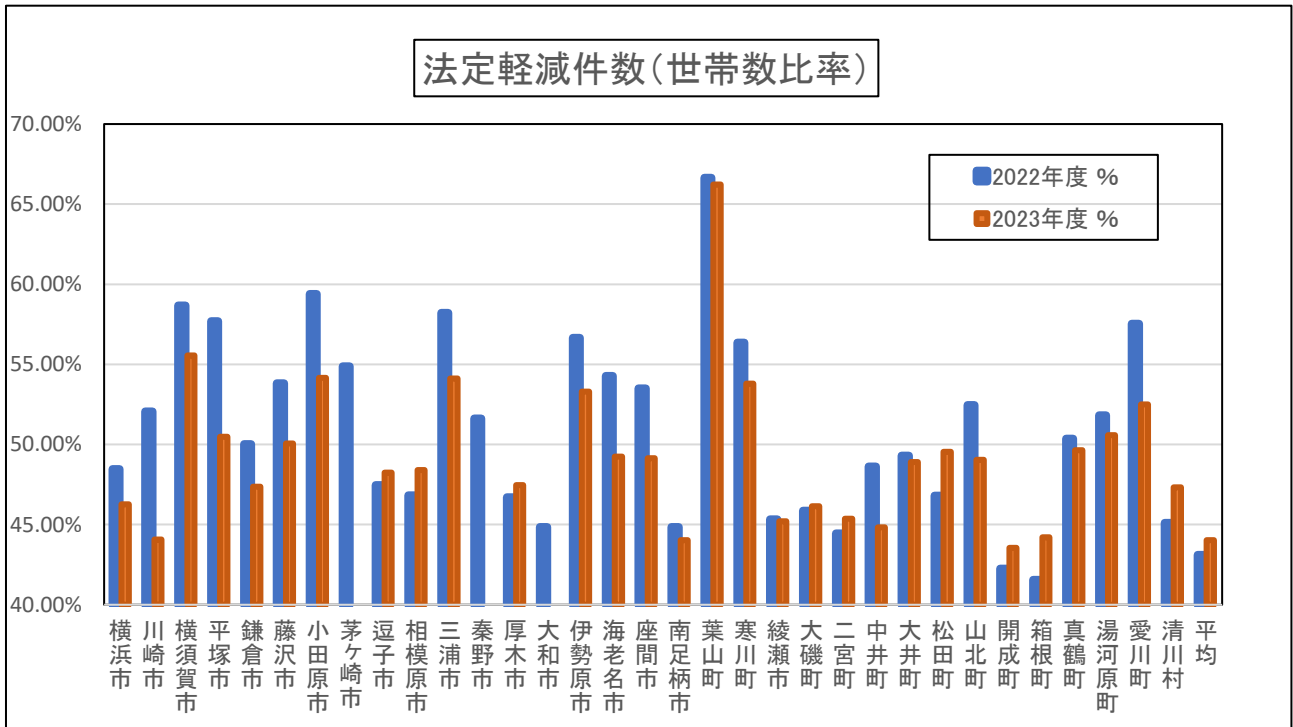
⑦ 一人当たり年間平均保険料（税）額

2023 年度の 1 人当たり年間平均保険料（税）額のうち、介護分を除いた額の平均は 98,723 円で、前年度の 98,123 円から 600 円増額しています。10 万円未満が 18 市町村（最低は大井町の 60,331 円）。介護分を含めた額の平均は 112,497 円で、前年度の 108,976 円から 3,528 円増額となっています。11 万円未満が 14 市町村（最低は大井町の 66,999 円）。



4. 保険料（税）減免実績について（25～30P）

2022年度の保険料（税）減免実績のうち、法定軽減は全県で505,339件、総額193億7千万円の軽減が実施されました。条例減免実績については、横浜市が子ども世帯減免（所得割の減額に反映）を行っており、申請件数11,290件、減免総額5億6千万円と突出しています。川崎市も同様の減免制度があり、申請件数2,633件、減免総額1億7千万円です。中井町が均等割を第3子から全額減免、大井町と清川村が子どもの均等割の全額減免（双方とも18歳以下まで）、箱根町が均等割の第3子から全額減免、相模原市が18歳まで、真鶴町が中学校卒までの子供の均等割半額減免、愛川町が今年度から小学校一年生まで均等割半額減免し、3年間で三年生まで拡充することとしています。藤沢市は、住民税非課税の方に所得額を30%減額して保険料算出し、横須賀市も住民税非課税の方に所得割減免をしています。



5. 一部負担金関係（31～34P）

一部負担金減免制度の利用実績は、毎年100件にも満たずに減少しています。各市町村で、国保日より、国保のしおり、ホームページなどで広報していますが、制度の周知は不十分な実態がうかがえます。

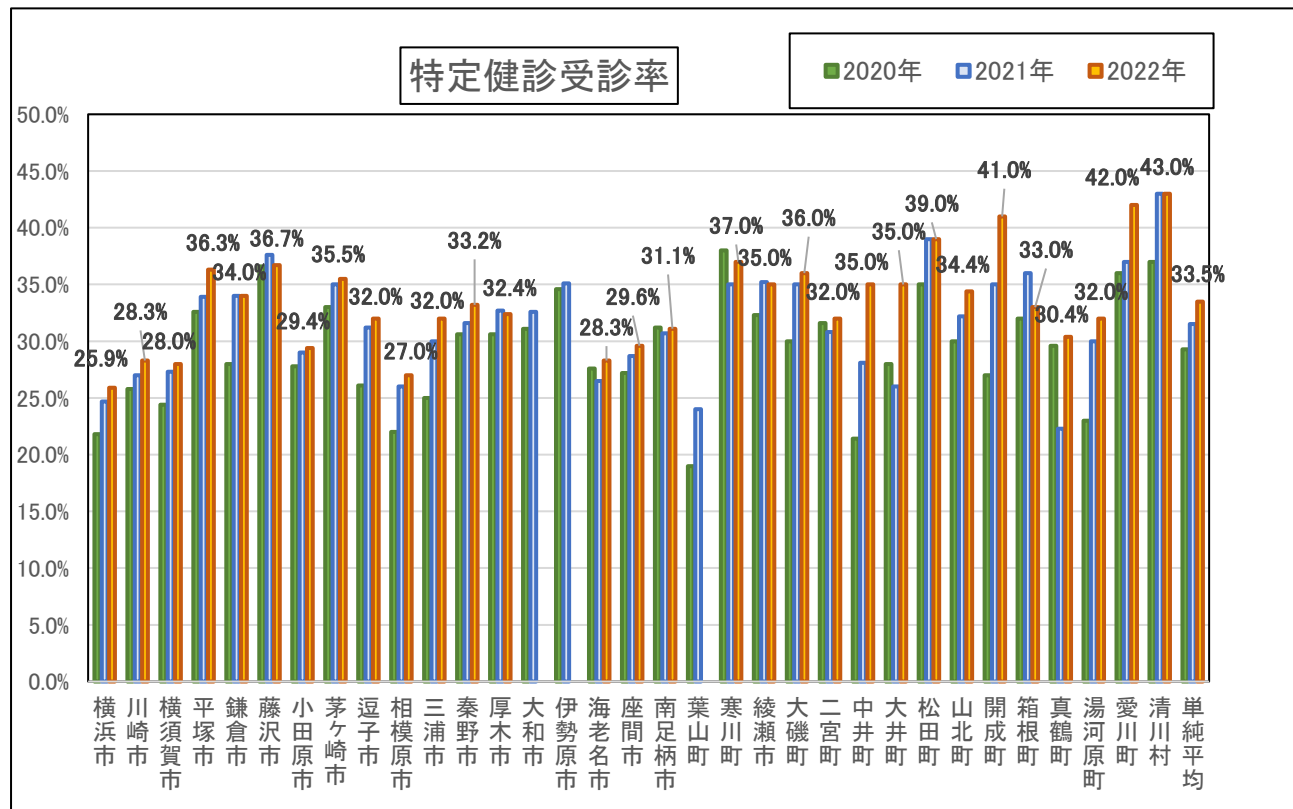
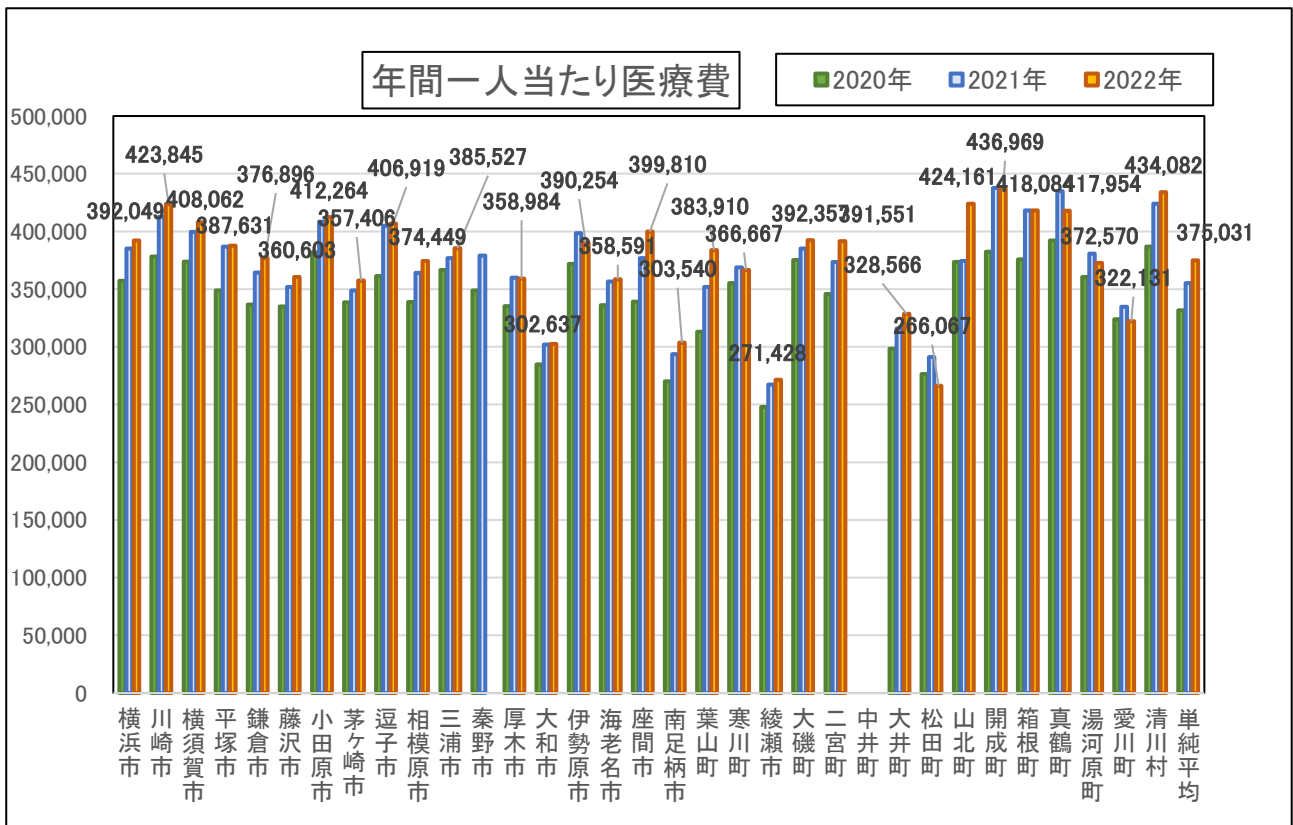
「収入減少世帯および有病世帯の判定方法について」で、基準生活費（生活保護法の保護の基準）に乗じた額を聞いたところ、全ての自治体が115%であり、130%以上としているのが、鎌倉市、相模原市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、綾瀬市、湯河原町の8市町。

コロナの感染による傷病手当金の2022年度支給実績は、申請件数3,764件、決定件数3,703件、総額1億3532万円で、1人当たり36,543円の手当金が支給されました。

6. 受診動向関係（35～36P）

コロナ禍のもとで、受診控えが続いていましたが、ばらつきがあるものの医療費、レセプト件数、受診日数、特定検診受診率いずれも、2020年度に対し2021年度、2022年度とも上昇傾向が見られました。

一人当たり医療費は、2020年度比較して、2021年度は1.01%の上昇で、2022年度は2020年度比較で7.07%大きく上昇しています。特定健診受診率は、県内平均で2021年度29.3%、2022年度31.5%、2023年度33.4%と年々増加し、市町村の努力が見えるものとなっています。



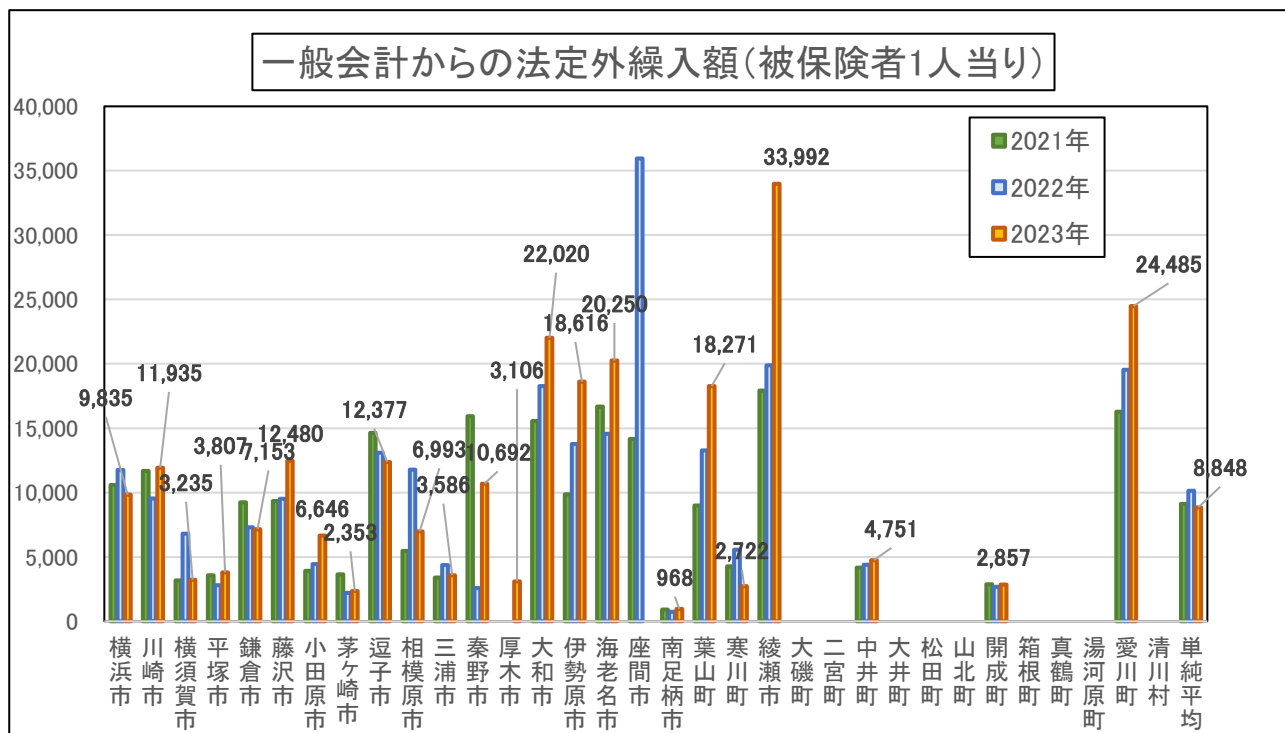
7. 国保財政関係 (37~48P)

(1) 一般会計法定外繰入の算出基準について

法定外繰入の算出基準は、多くの自治体でなんらかの基準を持っています。一方で、「基準はない」という自治体もあり、財政状況に応じた判断としています。

(2) 一般会計からの法定外繰入額について

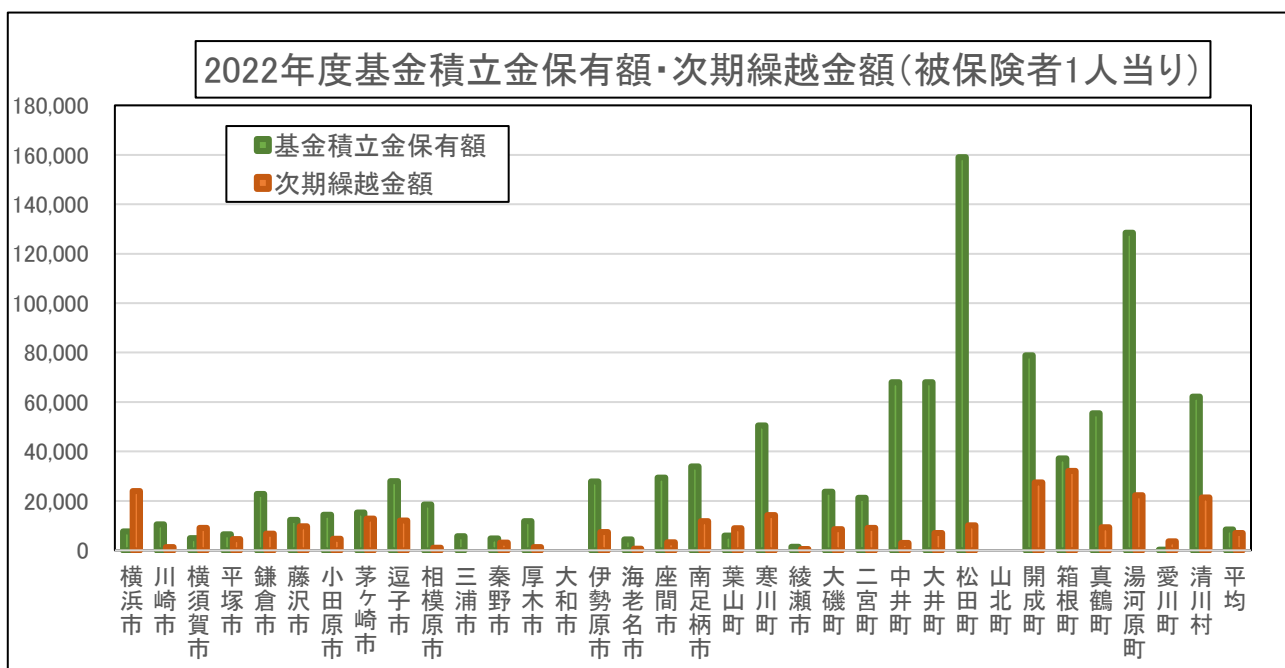
2022年度繰入金予算額の保険者一人当たりの額は、平均で41,195円。法定外繰入の1人当たり平均額は8,755円。2023年度の法定外繰入予算額を前年比増額したのは、藤沢市、相模原市、厚木市、伊勢原市、海老名市、葉山町、綾瀬市、中井町、開成町、愛川町の10市町。2023年度の法定外繰入予算額の一人当たり金額の最高額は綾瀬市の33,992円、次いで愛川町の24,458円、大和市の22,020円。法定外繰入については、10市町村（座間市、大磯町、二宮町、大井町、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村）が実施していません。



(3) 法定外繰入の今後の計画

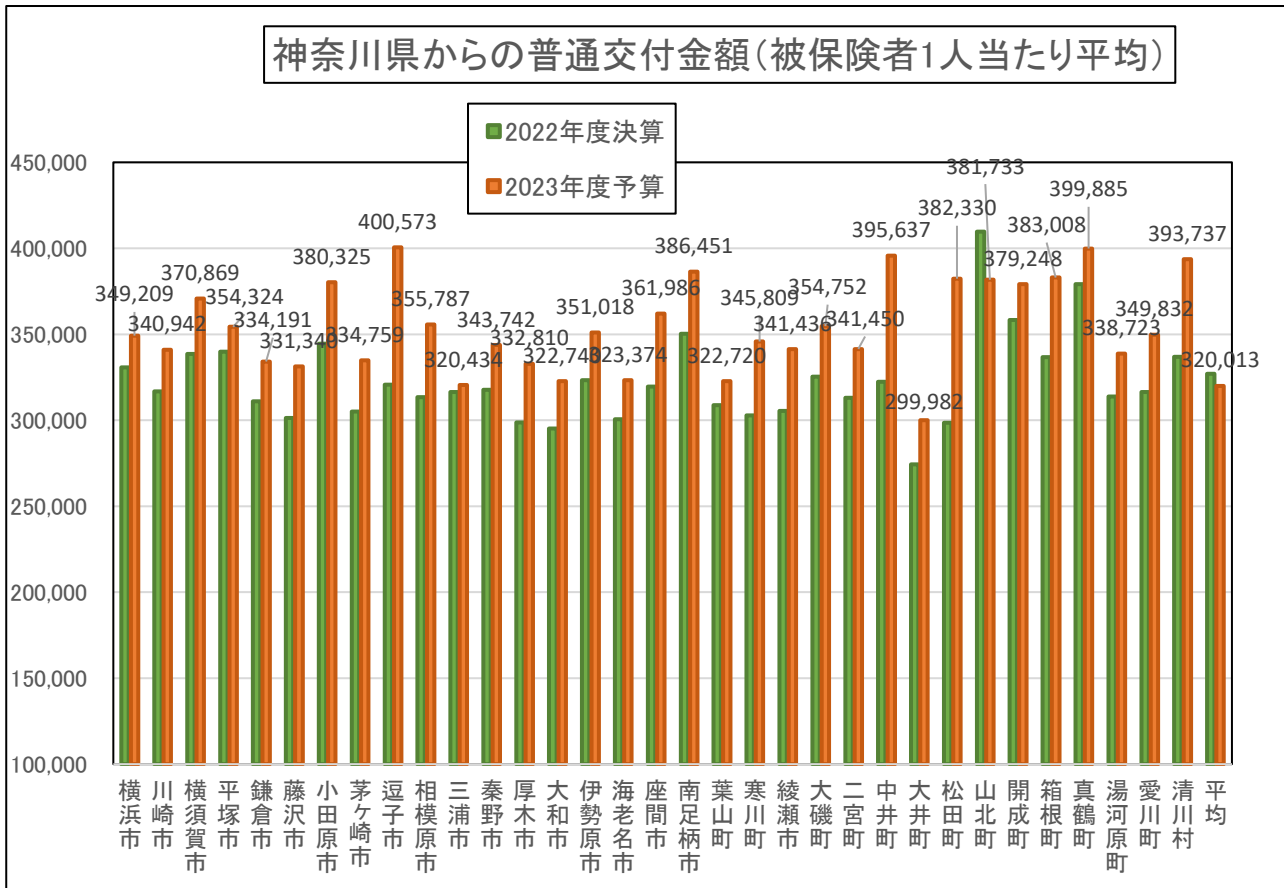
多くの自治体が、計画的・段階的な削減をすすめていくとしています。国の圧力（保険者努力支援制度で評価）があり厳しい状況ですが、保険料引き上げとにならないよう削減計画の見直しを求めする必要があります。

(4) 基金積立金・次期繰越金額

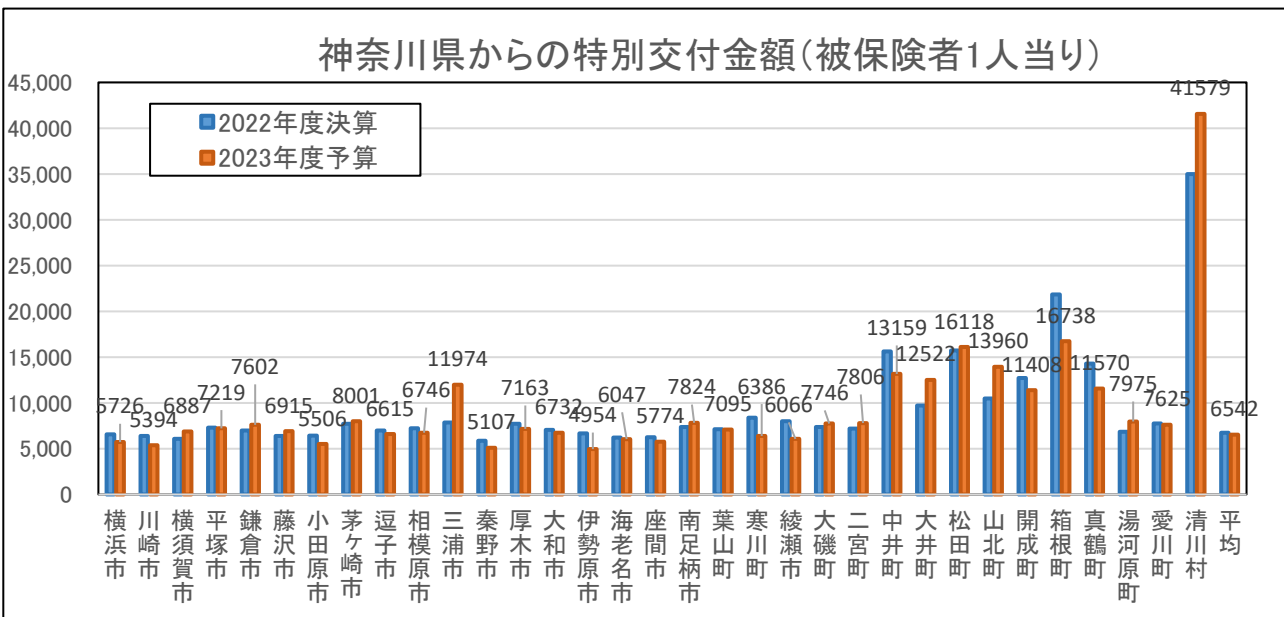


法定外繰入の減額圧力が強まる中で、保険料の軽減をはかるために、繰越金、基金を活用した方策も求められます。基金の積み立ては、33市町村中31自治体で実施しています。2022年度末の被保険者一人当たりの基金の保有高は8,505円で、2021年度末と比べ17市町村で増加しました。基金の保有高の最高額は、松田町の159,087円、2022年度の次期繰越金の最高額は箱根町で32,097円。

(5) 国庫からの支出金、県からの支出金



都道府県単位化にともなって、国庫負担金と神奈川県からの普通交付金、特別交付金が市町村に入ります。2023年度の被保険者一人当たりの普通交付金の平均額は320,013円、最高額は真鶴町で399,885円、最低額は大井町で299,982円と差があります。特別交付金の平均額は5,779円と普通交付金と比べて金額は少ないものの、最高額は清川村で41,579円、最低額は伊勢原市で4,954円と大きな差があります。



8. 保険料（税）滞納額と差押さえ等の状況（49～57P）

（1）滞納額と差押え、執行停止の状況

滞納額と差押え、執行停止の2022年度の状況では、滞納世帯数に対する差押件数の割合が10%以上は、横浜市、川崎市、相模原市、厚木市、綾瀬市、松田町、箱根町、湯河原町の8市町で昨年と同数。差押え金額比率では、横浜市64.94%、厚木市43.66%、相模原市41.29%、湯河原町25.56%、綾瀬市20.20%など、滞納対策の強化がすすめられています。一方で、執行停止件数比率では、横浜市30.24%、湯河原町20.01%、小田原市13.67%、藤沢市13.12%など救済措置がとられています。

（2）差押えた資産の取り立て・処分の状況と内訳

差押えた資産の取り立て・処分の状況と内訳については、差押え資産の最も大きいのが預貯金で、件数、金額とも約半分を占めています。

（3）滞納・差押えの担当部局および移行ルール

保険料（税）の収納率の向上が全ての自治体で最重要課題となっており、収納対策の強化がはかられています。国保の担当部局から収納部局への移行があるところは、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、座間市、南足柄市、寒川町、綾瀬市、大磯町、箱根町、真鶴町、湯河原町の16市町。

移行ルールは、現年度分は国保担当部局で過年度分が収納対策部局へ移行、処理困難と認められる事案を移行、税金と国保保険料の滞納がある場合など。

以上

2023秋 市町村の国保担当課と社保協との懇談日程と参加状況

	月日	曜日	市町村	懇談時間	参加者名	参加人数
1	8月9日	水	相模原市	14:00～15:00	相模原市社保協5人、県社保協2人、神商連1人	8
2	8月17日	木	小田原市	11:00～12:00	西湘社保協3人、県社保協2人	5
3	8月25日	金	藤沢市	15:30～16:30	藤沢市社保協3人、根本	4
4	8月30日	水	川崎市	10:00～11:00	川崎市社保協から5人、県社保協から2人	7
5	10月11日	水	大磯町	11:00～12:00	田中、吉田、藤井、根本、民商（富岡、山田）	6
6			二宮町	14:00～15:00	田中、吉田、藤井、根本、民商（富岡）、新婦人（渡辺、山本）	7
7	10月16日	月	平塚市	10:00～11:40	年金者組合（原、兼子、小杉、杉山）、新婦人（関野、神保、岩本）、民商（富岡、府川、日野）、生健会（大木）、湘央建設（阿部）、根本	13
8	10月18日	水	座間市	10:00～11:00	中屋、佐藤、曾我、星野（座間市議）、根本	5
9			綾瀬市	14:00～15:00	中屋、笠間（医療生協）、太田（生健会）、根本	4
10	10月19日	木	山北町	10:00～11:00	根本、藤井	2
11			松田町	13:00～14:00	根本、藤井	2
12			開成町	15:00～16:00	藤井、高橋（年金者組合）、松浦（新婦人）、矢口（医療生協）、根本	5
13	10月20日	金	大井町	10:00～11:00	根本、藤井	2
14			真鶴町	13:00～14:00	藤井、水谷（年金者組合）、根本	3
15			湯河原町	15:00～16:00	根本、藤井	2
16	10月23日	月	伊勢原市	13:30～14:15	吉田、藤井、濱本（平和委員会）、高橋（民商）、根本	5
17			秦野市	15:00～16:00	吉田、藤井、高階（民商）、根本	4
18	10月24日	火	南足柄市	10:00～11:00	藤井、佐藤、新婦人（奥津、折原、坂口）、奥津（西湘労連）、根本	7
19			中井町	13:00～14:00	藤井、佐藤、井上（年金者組合）、内村（新婦人）、根本	5
20			箱根町	15:00～16:00	根本、藤井	2
21	10月27日	金	三浦市	10:00～11:00	重田、伊藤（新婦人）、藤井	3
22	10月30日	月	愛川町	9:30～10:30	厚木地区労（石山、関谷）、中屋、根本	4
23			厚木市	13:30～14:30	厚木地区労（石山、関谷）、渡辺（北央医療生協）中屋、根本	5
24			清川村	15:30～16:30	厚木地区労（石山、関谷）、中屋、根本	4
25	10月31日	火	横浜市	14:00～15:00	佐藤、相楽、額綱（民商）、佐藤（保険医協会）、根本	5
26	11月2日	金	茅ヶ崎市	14:30～15:30	斎藤、中屋、中野、永淵、高橋、早坂	6
27	11月6日	月	鎌倉市	10:00～11:00	伍、吉岡（市議）、新井（神奈川土建）、小林（医療生協かながわ）、新井（保険医協会）、藤井、根本	7
28			逗子市	13:00～14:00	伍、吉岡（鎌倉市議）、橋爪（市議）、新井（神奈川土建）、藤井、根本	5
29			葉山町	15:00～16:00	伍、窪田（町議）、杉本（市議）、吉岡（鎌倉市議）、新井（神奈川土建）、藤井、根本	6
30	11月8日	水	寒川町	10:00～11:00	宮澤（神奈川土建）、根本	2
31			大和市	14:00～15:00	中屋、山崎（北央医療生協）、松本・小林（新婦人）、小林（民商）、東（県中部労連）、西村（生健会）、宮尾（元市議）、高久（市議）、根本	10
32			海老名市	16:00～17:00	根本、中屋、木村・甲斐・小田川・今井（北央医療生協海老名）	6
33	11月9日	木	横須賀市	10:00～11:00	斎藤（みなみ医療生協）、勝俣（保険医協会）、菱沼・井坂（年金者組合）、根本	5
						166

<特徴>

- ① 2024 年秋にマイナ保険証一元化ということだが、2025 年の 7 月 31 日まで、現行の保険証が被保険者全員活用できる。その期間の資格確認書の発行は、国保新規加入者、70 歳以上の窓口負担 2 割化になった人に限られる。
- ② 2025 年 8 月 1 日以降は、現行の保険証はなくなり、資格確認書となる。現在の政府方針は、「マイナ保険証を持っていない人への資格確認書の発行は、自治体の職権でできる」としているが、神奈川県自治体は「マイナ保険証を持っている人を含め、被保険者全員に資格確認書を発行」の移行が強い。来年の早い段階で県内の意思統一すすめる予定。
- ③ 今年度の保険料率については、多くの自治体で据え置きしたが、医療費が伸びて県への納付金が増えた（とくに後期高齢者医療の支援金が増えた）。そのため、法定外繰り入れと基金の活用が膨らみ、基金が少なくなっている自治体が多い。法定外繰り入れは削減、なくす計画を持っており、保険料率を維持する財源が乏しくなっている。
- ④ 保険料水準の統一化が進行することで、市町村では、法定外繰り入れの削減、なくす計画が進行しており、さらに独自減免の解消等が検討されている。神奈川では所得割、均等割、平等割の 3 方式が多いが、被保険者数の過半数を占める横浜市・川崎市が 2 方式（所得割と均等割）なので、どちらに統一されるかという不安が大きい。また、今の保険料率は自治体ごとの医療費水準が考慮されているが、保険料水準の統一化では医療費水準は考慮されない。この点でも横浜市・川崎市の水準になるのではという声が多い。さらに、神奈川県内は保険料方式と保険税方式で 2 分されており、どう統一されるのかという点もある。
- ⑤ マイナ保険証化に伴い短期証と資格証がなくなることについて、短期証を発行し折衝の機会がなくなることへの戸惑いはあるが、電話・お知らせなどで対応するところが多く、現状のやり方を踏襲し、訪問行動するところは少ない。また、滞納対策が国保課から収納課に移行しているところは問題は露呈していない模様。

国保交流集会への行動提起（案）

1. 24年度は国民健康保険に関わる変化がいろいろと出てくる時期です。

- ・診療報酬、介護報酬の改定
- ・10月現行保険証の廃止がどうなるか、マイナ保険証の利用が広がるか？
- ・国の主導で全県の国保料統一化が進み始めるか。県の運営方針が改定されます

2. 運動の基本

国保が社会保障制度の重要なひとつであり、国民の医療を受ける権利を支える基盤的制度であることをしっかり守り抜くこと

- (1) 政府が進めようとしている現行保険証廃止に対して「保険証残せ」の署名や地方議会からの国への意見書提出の運動をさらにつよめる。保険証廃止の延期、「資格確認書」をすべての被保険者になどの取り組みを進めましょう。。
- (2) 各自治体に保険証廃止に伴って、医療を受ける権利が奪われることのないような対応を求めましょう。各自治体の担当者も悩んでいます。
- (3) 国保被保険者の状況をつかみ、困りごとの相談に応じましょう。

3. 全県国保料統一に向けて

県の国保運営方針は来年度改定されますが、そこでは県内保険料水準の統一について令和18年度を目指すとしています。統一のための協議がすでに始まっており、市町村の公費、保健事業、減免基準などの違いや法定外繰り入れ、収納率格差などが検討項目となっており、各自治体の国保運営はこれから統一に向かう対応がでできます。

すでに少なくない自治体で、決算赤字補填のための一般会計からの繰り入れをゼロにする方向が進んでいます。

- (1) 県内保険料統一は、これまで自治体ごとに努力して抑えてきた国保料を引き上げることになるところも少なくありません。すでに統一を終えた県で、国保料の大幅引き上げが行われて

いる所も出ています。

自治体との懇談の中では、今年度までは繰越金や基金で保険料率を抑えてきたところでも、来年度からは引き上げざるを得ないと考えている所も出てきています。これから示される納付金、来年度予算での対応などを注視しましょう。

(2) 滞納対応について

滞納整理を例えば債権対策課というように国保担当から切り離して専門部署にゆだねるところが増えています。過酷な取り立てにつながらないか危惧されます。各自治体の減免制度他の活用も重要です。

(3) 国保はとかく難しいととらえられがちです。国保の仕組み、特に「構造的問題点」ほかをしっかりと理解し、各自治体の制度、運用、県内国保料統一との関係なども把握して被保険者の実態に即した相談活動と自治体への対応支援を行いましょう。